鳥取県告示第688号

介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月５日

鳥取県東部総合事務所長　齋　　藤　　明　　彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ひばり総合福祉会	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	平成24年10月１日	介護予防訪問介護
鳥取市	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目１	〃	介護予防居宅療養管理指導
株式会社やず友和苑	デイサービスセンターやず友和苑	八頭郡八頭町宮谷200－４	平成24年９月28日	介護予防通所介護
株式会社アドバン	デイサービスあらいぶ	鳥取市若葉台北六丁目１－９	平成24年10月１日	〃